

## 給与支払報告書の提出を忘れずに

令和5年中に給与、賃金などを支払った事業所や事業主は、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」を金額に関わらず、1月31日(水)までに受給者の住所地(令和6年1月1日現在)の市町村に提出することになっています。

なお、個人事業を営む方で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇い少額でも給与を支払った方も忘れずに提出してください。

☎(84)1212  
 国税務課住民税班



## 法定調書の作成、提出はe-Taxで

e-Taxを利用すると、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。



↑e-Taxホームページはこちら

## 償却資産をお持ちの方は申告が必要です

償却資産とは、事業用の10万円を越える機械、器具、備品などのことです。

工場や商店、農業などを営んでいる法人や個人の方が、償却資産をお持ちの場合には、固定資産税の課税対象になりますので、令和6年1月31日までに申告していただく必要があります。

## 申告対象となる資産

令和6年1月1日現在に所有している償却資産で、**その減価償却額(費)が法人税法、所得税法の規定により損金または必要経費に算入されるもの**

- ・ 構築物(門、塀、駐車場アスファルト舗装など)
- ・ 機械及び装置(ポンプ、建設工業機械など)
- ・ 貨車などの運搬具・船舶
- ・ 工具、器具及び備品(冷暖房機器、ロッカー、パソコンなど)

※無形固定資産(鉱業権・特許権など)及び自動車税、軽自動車税の課税対象となっている自動車は対象になりません。

## 固定資産税(償却資産)の状況調査に取り組んでいます

現在、納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り、公正な課税を行うために、償却資産の状況調査に取り組んでいます。

償却資産が未申告、または正しく申告されていない状況を把握し、今後、必要に応じて現地調査を行う予定です。ご協力をお願いします。

## 太陽光発電設備も償却資産です

10キロワット以上の太陽光発電設備または10キロワット未満でも事業用の場合は、償却資産となり、固定資産税の対象になります。

※家屋の屋根材として建築されているものを除く。

## 太陽光発電設備に係る固定資産税(土地)の課税について

太陽光発電設備を設置すると課税地目が変更され、翌年度の税額が変更になる場合がありますので、設備を設置した場合にはご連絡ください。

☎国税務課資産税班 ☎84-1212

## 国民健康保険税の産前産後期間の免除制度が始まります

令和6年1月1日から、出産する被保険者の産前産後期間の国民健康保険税(所得割額と均等割額)が免除されます。

## 対象となる方

国民健康保険に加入している、出産予定日(または出産日)が令和5年11月以降の方

※この制度の「出産」とは、妊娠85日以上の分娩をい、死産、流産、早産を含みます。

## 免除期間

出産予定月(または出産月)の前月から翌々月まで

※多胎妊娠の場合は、出産予定月(または出産月)の3か月前から翌々月まで

※令和5年度においては、令和6年1月以降の期間の分

が免除対象です。

## 届出に必要なもの

- ・ 出産予定日(出産日)と単胎・多胎妊娠の別を確認できる書類(母子健康手帳など)
- ・ 世帯主と出産被保険者のマイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードなど)
- ・ 届出される方の本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)

※上記必要なもののほか、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

※同一世帯以外の方が届出する場合は委任状が必要です。

☎国税務課住民税班 ☎84-1212